

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月30日

住 所

神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号

事業者名 京浜急行バス株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役 野村 正人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

車両等の整備に関する事項

- ・当社が保有する一般乗合車両において2020年度末（2021.3.31）時点のノンステップバス導入率は、89.3%となっており、今後も車両の更新に併せてノンステップバスを導入しノンステップバスの導入率を向上させていく。
- ・当社の空港連絡バスでバリアフリー化車両は2両導入されているが運用ダイヤ・インフラ環境等の問題点を解消し前向きに導入を検討していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両	2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化したため、一般乗合車両・空港連絡高速バス共に、車両の購入計画がありません。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両における車椅子スペース及びスロープ板	バス車内の車椅子用跳ね上げシート、車椅子固定装置やスロープ板・車椅子利用者用押し釦等、機能維持のため定期的な点検、必要に応じたメンテナンスを継続して実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス停留所上屋の新設	2020 年度の計画（金沢文庫駅西口の乗場 1 箇所に上屋とベンチの設置）が延期。会社の経営状況をみて改めて計画する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接近表示器の拡充	2020 年度の計画（バス停留所に新たにバス接近表示器 5 基の設置）が延期。会社の経営状況をみて継続的に計画する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 法人によるバリアフリー教室を年 1 回おこなっている。 ・ 乗務員を対象とした車いす利用者・障害者の方の乗降支援に関する講習を各営業所で定期的におこなう。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両における適切な表示	バスの車内放送やステッカー等で優先席や車椅子スペースを必要とする利用者に利用を譲る旨の案内放送や表示を追加する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社ホームページや電話等で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに取組の改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
①車両 ③バス停留所上屋の新設 ④ 接近表示器の拡充	①2020年度のノンステップバスの導入0両 ③バス停留所上屋の新設の中止 ④接近表示器の導入0箇所	新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化したため①車両購入③バス停留所上屋の新設④接近表示器の拡充が計画中止となる。

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。